

## 株式会社北海道銀行が実施する 旭川食糧株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社北海道銀行が実施する旭川食糧株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\*詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



## 第三者意見書

2025年8月29日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

旭川食糧株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が旭川食糧株式会社（「旭川食糧」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所・北陸銀行サステナビリティ推進グループと共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、旭川食糧の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、旭川食糧がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

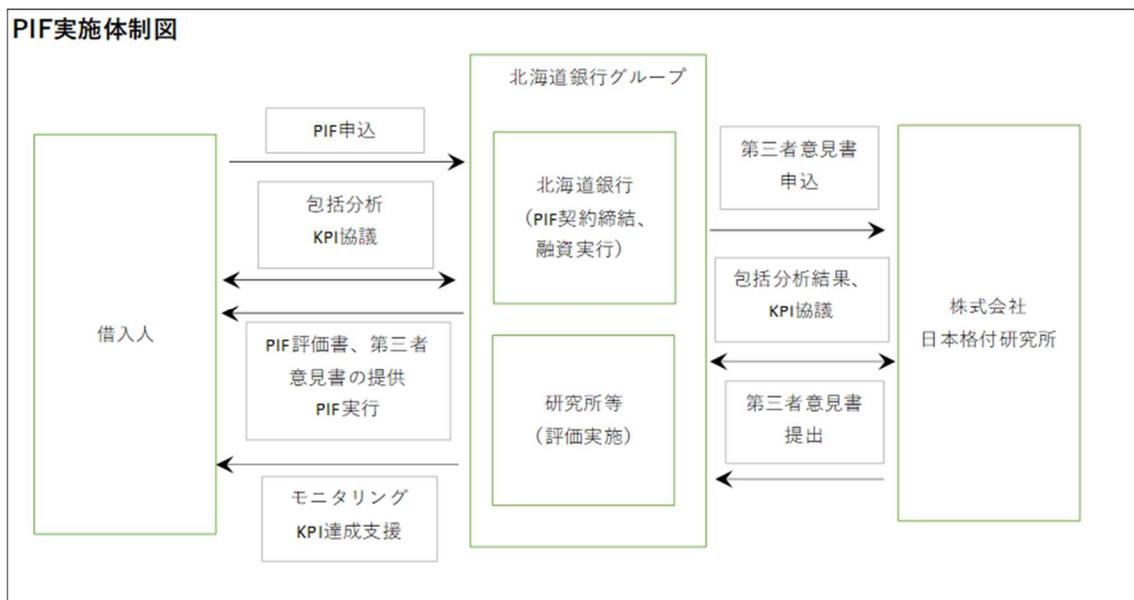
### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所等：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所・北海道銀行サステナビリティ推進室・北陸銀行サステナビリティ推進グループ

(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

### ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である旭川食糧から貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable  
PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

担当アナリスト

佐藤 大介

---

佐藤 大介



## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【旭川食糧株式会社】

評価実施機関：株式会社道銀地域総合研究所

**株式会社 道銀地域総合研究所**

DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、「国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）」が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、旭川食糧株式会社（以下、旭川食糧）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、旭川食糧に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

## 本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	旭川食糧株式会社
借入金の金額	100 百万円
借入金の資金用途	事業資金
モニタリング期間 (返済期限)	5 年 (2030 年 7 月 31 日)

## 1. 旭川食糧株式会社の事業概要

### (1) 会社概要

企業名	旭川食糧株式会社
従業員数	55 人（2024 年 12 月末現在）
売上高	7,150 百万円（2025 年 3 月期）
所在地	本 社 : 北海道旭川市 6 条通 10 丁目右 1 号 札幌支店 : 北海道石狩市新港西 1 丁目 733 番地 5 精米工場 : 北海道旭川市大雪通 2 丁目 485 番地 21 新富町給油所 : 北海道旭川市東 7 条 10 丁目 2-6
主たる事業分野	米麦類の仕入れ販売及び加工、石油・燃料各種卸、食品・飼料販売

## (2) 主な沿革 (抜粋)

西暦年	主な内容
1942年	戦時中の食糧管理法に基づき、「北海道食糧営団上川支部」として設立
1948年	全国各地地方食糧営団の廃止に伴い「食糧配給公団上川事務所」を設立し、営団の業務を継承
1951年	食糧配給公団の民営化に伴い「上川地方食糧協同組合」を設立 主要食糧卸売販売業者として登録を受け卸売業務を開始
1955年	株式会社へ組織変更し、「旭川米穀株式会社」を設立
1970年	本社社屋を現在地に新築 共同石油株式会社特約店として現在地に新富町給油所を開設
1973年	旭川米穀株式会社の事業を継承し、「旭川食糧株式会社」を設立
1988年	業務拡張のため札幌支店を開設
1989年	札幌支店を現在地（石狩市新港西）に新築移転
2015年	オンラインショップ運営開始

本社社屋



札幌支店



(写真出所) 旭川食糧 HP

## (3) 主な業務内容

道内有数の米どころである上川盆地に拠点を構え、良質米産地に立地したメリットを最大限に生かした商品作りを行っている。精米に関しては安心と信頼の徹底した精米工場品質システム（JRQS）認定工場を所有し、工場直送の米を消費者へ届けている。

米穀販売		道産米を中心に本州産米に至るまで各種バラエティに富んだ商品を取り揃えて販売している。
雑穀販売		とう精の段階で発生する副産物（主に米ぬか）の他に、大豆、小豆、でんぷん、片栗粉等の販売を行っている。
食品販売		小麦粉、麺類、砂糖、食用油、味噌正油、調味料、飲料等の食品素材の販売を行っている。
飼料販売		養豚、養牛の飼料を中心とした販売を行っている。
燃料販売		卸業務として、灯油を中心とした各油種の販売している。 併せて、【ENEOS】スタンドを1ヶ所運営している。

(写真出所) 旭川食糧 HP

#### (4) 企業理念、経営方針等

経営理念	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 取引先との関係性を密にし占拠率を拡大します。</li><li>2. 積極精神に徹し新規開拓をします。</li><li>3. 取引先との共存共栄を図ります。</li><li>4. 計画実施検討に基づき最大の成果を実現します。</li><li>5. 顧客第一主義と全社販売体制を確立いたします。</li></ol>
経営理念についての考え方	法令遵守をもとに「顧客第一主義」を掲げ取引先との関係性を構築し与えられた職務・職責を誠実に目標達成を成し遂げる。 また時流に沿った社会貢献を果たすべく「安心・安全」を第一とした商品供給し「信頼」ある地域密着した存在意義のある企業を目指す。

#### (5) 各種認証の取得

精米工場品質システム (JRQS) 認定工場	日本精米工業会が定める基準に基づき、異物混入防止、衛生管理、製造管理等を徹底し、安全・安心な精米を供給できると認められた工場。消費者に信頼される精米を提供するための証となる。
お米 HACCP 適合確認事業者	食品の安全性を確保するための国際的な衛生管理システムである HACCP (ハサップ) を、米穀の精米・加工・流通に特化させたもの。玄米の入荷から精米、包装、出荷までの全工程で、危害要因を特定し、それを未然に防ぐための重要管理点を設定・管理することで、安全で高品質な米を提供することを目的としている。

## (6) 内部環境・外部環境

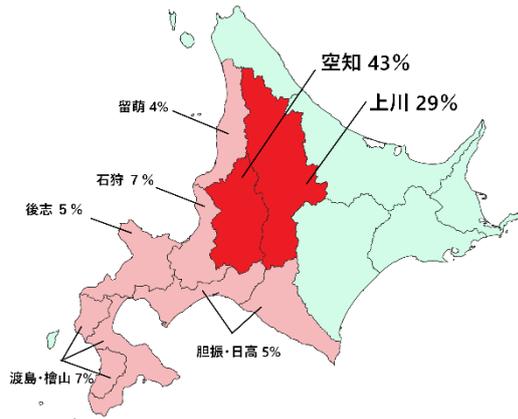
### ①内部環境

#### 1) 地域に根差した優位性の高い立地

旭川食糧が本社を置く北海道旭川市は、北海道内でも有数の米の生産地である上川地域の中心に位置し、良質な米を安定的、かつ効率的に仕入れ・販売する上で非常に有利な立地といえる。取引先には北海道内の大手小売事業者も多いことから、経営基盤も安定している。

また、旭川食糧は上川地域の東川町や愛別町にて生産された「ゆめぴりか」や「ななつぼし」等のブランド米の取り扱いが多く、北海道のブランド米の普及促進に貢献し、北海道の農業振興の一翼を担っていると言える。

2024 年度 北海道地域別作付面積割合



旭川食糧で取り扱う銘柄米の一例



(出所) 北海道農林水産事務所「作物統計調査令和6年産 水稲の収穫量(北海道)」より道銀地域総合研究所作成 (写真出所) 旭川食糧 HP

#### 2) 多様な事業展開

旭川食糧では米穀販売事業を中心としながらも多角的な事業展開を実施している。

もう一つの主力事業である燃料販売事業は米穀販売事業と同等の売上高を誇り、一般消費者に向け、ガソリンスタンド運営や一部地域にて灯油の自宅配送を実施している。また、特約店として周辺地域の石油専門店や米穀小売店へ石油燃料商品を卸している。寒冷地である北海道では、特に灯油は生活に不可欠なライフラインであるため、燃料販売事業を通じて、地域住民の暮らしを支えている。

その他、食品販売では業務用の調味料や粉類等を取り扱う総合卸問屋としての一面を持っている。2015年には一般消費者向けにオンラインサイトでの食品販売も始め、上川地域の名産品を中心に米から麺類やスイーツ等、多様な品ぞろえで幅広い消費者ニーズに応えている。

新富町給油所



(写真出所) 旭川食糧 HP

旭川食糧オンラインサイトの取り扱い商品(抜粋)



(写真出所) 旭川食糧オンラインショップ「お米 SHOP」より

### 3) 安心・安全な米の供給体制

旭川食糧では創業より半世紀以上にわたって「安全・安心」を第一に事業展開をしてきた。特に事業の中核である米穀販売事業においては、自社にて玄米の入荷から精米、包装、出荷までの全工程を担っている。

精米工場では精米工場品質システム（JRQS）や、お米 HACCP 適合確認事業者の認定を取得し、徹底した品質管理基準を満たすことで、高品質で安心・安全な米の供給を可能としている。万が一品質上の問題が発生した場合でも、ロット管理が徹底され、生産履歴を追跡できる体制が整っているため、原因究明や回収等の対応が迅速かつ的確に行うことが可能である。

このような品質安全に対する取組みは、当社の企業イメージやブランド価値の向上にも寄与しており、特に、食の安全に関心が高い取引先や消費者層へのアピールへとつながっているものと考えられる。

精米工場及び精米機器



(写真出所) 旭川食糧 HP

#### 【ポイント】

- ・北海道有数の米の産地上川地域の中心に位置し、集荷・販売の立地的な優位性が高い。
- ・多様な事業を展開し、消費者ニーズに応えている。
- ・精米工場品質システム（JRQS）認定やお米 HACCP 適合確認事業者として、安心・安全な供給体制を構築している。

## ②外部環境

### 1) 米穀業界の現状

米は日本の主食として重要な農作物と位置づけられるものの、国民 1 人当たりの米の消費量は長期的に減少傾向であり、2008 年の 1 人当たりの米の消費量は 64.3kg/年であったが、2023 年には 56.7 kg/年と約 12%減少している。この傾向は食生活の多様化や洋食化、高齢化等が要因とみられる。

一方、米の収穫量も消費量の減少に伴い、減少傾向にある。1970 年代より、過剰生産による価格の暴落を防ぐため、政府主導のもと本格的な生産調整（減反政策）が推進されていたことが大きな要因であるが、直近では生産者の高齢化や後継者不足も一因とされている。

図表 1 主食用米の収穫量（水稻）及び消費量



(出所) 農林水産省「米国需給及び価格の安定に関する基本指針（令和 7 年 5 月）」より  
道銀地域総合研究所作成

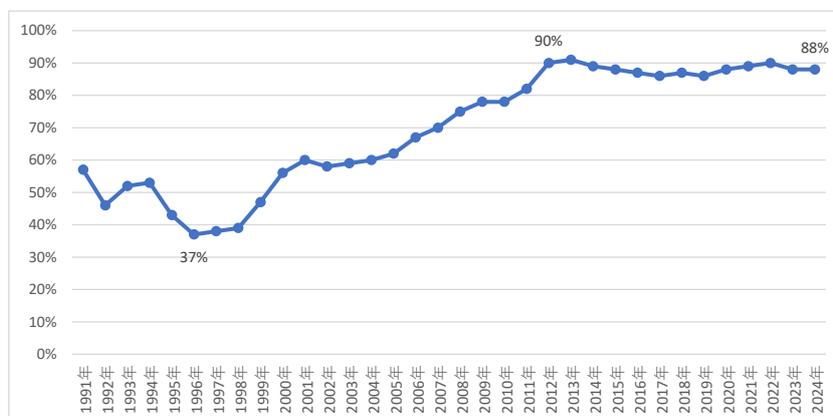
### 2) 北海道における米穀業界の現状

北海道は冷涼な気候で、かつては米作には不向きとされてきた。実際に北海道米の道内食率<sup>※</sup>は 1996 年には 37%であり、北海道民の間でも広く流通していない状況であった。しかしながら、その後品種改良が進み、品質の良い品種が開発されたことで、道内食率は 2012 年に過去最高の 90%を記録し、以降、2024 年まで 90%前後を保っている。生産量も新潟県に次ぐ全国 2 位であり、北海道は米の一大産地といえる。

北海道の米農家はその広い大地を生かし、大規模な作付面積が特徴である。一戸あたりの農家が経営する農地面積は年々広がっており、機械化による大規模農業が展開されている。近年では農家の高齢化や労働力不足から、農作業の省力化が課題となっており、ICT 技術の導入や省力化を可能とする品種改良が推進されている。

※北海道内で消費される米のうち、北海道産米が占める割合

図表 2 北海道米の道内食率の推移



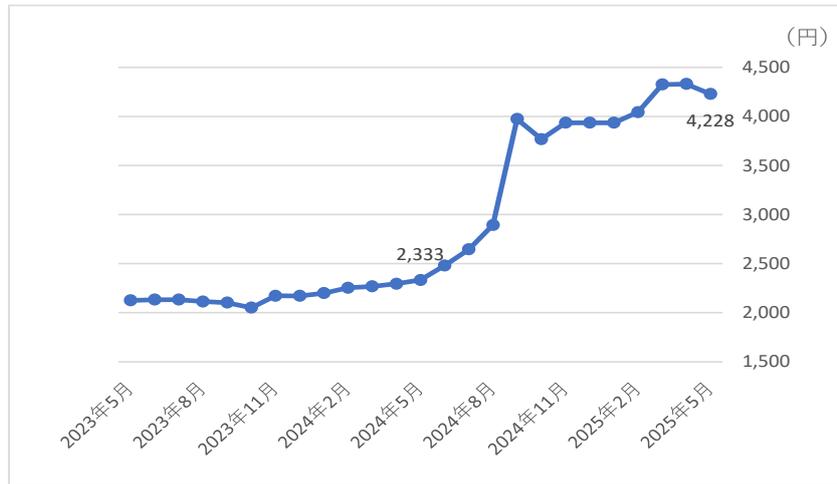
(出所) 北海道「令和 6 米穀年度における北海道米の道内食率について」より道銀地域総合研究所作成

### 3) 直近の北海道米の価格動向について

2024 年夏ごろより前年の記録的猛暑による収穫量低下や生産コスト上昇を背景に、全国的に米の価格が高騰している。旭川食糧の所在地である旭川市においても、2024 年 5 月に米 5 kgあたりの価格は 2,333 円であったが、2025 年 5 月には 4,228 円と約 80%上昇している。2024 年秋ごろに急騰し、その後 2025 年 3 月までは緩やかに上昇傾向にあった。

政府は 2025 年 3 月に備蓄米の放出を実施し、その後旭川市における米の価格は微かに下降傾向が見える。今後の価格は 2025 年産の作付状況や収穫量によって影響を受けると考えられ、その動向が注目される。

図表 3 旭川市における米の価格推移 (1 袋 5 kgあたり)



(出所) 総務省「小売物価統計調査(動向編)」のうち、  
品目「うるち米(単一原料米,「コシヒカリ」)」の価格にて道銀地域総合研究所作成

### 4) 米ぬかの再利用について

米ぬかとは、玄米を精米する際に発生する、米の胚芽と表皮部分が粉碎されたものである。玄米の栄養素の 90%以上がこの米ぬか部分に集中していると言われ、ビタミン、食物繊維、ミネラル多様な栄養成分を豊富に含んでいる。精米量のおよそ 10%が米ぬかになるとされ、国内では年間 60~70 万 t の米ぬかが発生していると推測される。

米ぬかはその豊富な栄養価と機能性から、多岐にわたる分野で利用されている。従前より米ぬかの一般的な利用先の一つは飼料であり、その他肥料や石鹼としても利用されている。食品としては、漬物のぬか床やこめ油への利用が主流で、特にこめ油は近年の食用油の値上がりや健康志向の高まりから生産量が増加しており、農林水産省「油糧生産実績」によれば、2024 年にこめ油のために処理された国産米ぬかは 41.4 万 t に上る。米ぬかの発生量が年間 60~70 万 t と仮定すると、半量以上がこめ油として処理されており、飼料やその他利用先と併せると相当量が再利用されていると推測できる。

米ぬかはその機能性から再利用は多岐にわたり、SDGs の観点からも廃棄物削減に加え、健康増進や環境保護にも大きく貢献しており、今後のさらなる再利用が期待されている。

#### 【ポイント】

- ・全国的には米の消費量と収穫量が減少傾向にある中、北海道米においては近年の品種改良によって道内食率が 90%前後で推移している。
- ・2024 年 8 月以降、全国的に米の価格の上昇がみられ、旭川市でも同様の値動きとなっており、米の価格の安定化に向けて政府備蓄米の放出など、政府においても対策を講じている。
- ・米ぬかは、飼料や食品など多様な用途があり、資源循環型社会の実現に向け、さらなる再利用が期待されている。

(7) SDGsへの理解と取組み

旭川食糧では2021年より一部商品でプラスチック使用量を削減した米袋を使用している。石灰石原料を約30%配合することで、環境にやさしい包装資材となっている。



(写真出所) 旭川食糧 HP

## 2.【旭川食糧】の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

### (1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、旭川食糧の事業については、国際標準産業分類における「精穀機製品の製造業」、「農産物原料及び生体の卸売業」、「専門店における食品小売業」、「石油卸売業」、「自動車用燃料の専門店での小売販売」、「その他専門店における新品商品の小売販売業」、「食品、飲料、タバコの卸売業」の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●
	生計	●	●
社会経済	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系		●
	サーキュラリティ		●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		1061 精穀機製品の製造業		4620 農産物原料及び生体の卸売業		4721 専門店における食品小売業		46613 石油卸売業		4730 自動車用燃料の専門店での 小売販売		4773 その他専門店における 新品商品の小売販売業		4630 食品、飲料、タバコの卸売業		
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の安全保障	紛争																	
		現代奴隷																	
		児童労働																	
		データプライバシー																	
		自然災害																	
	健康および安全性	—	●	●	●	●		●		●		●		●		●		●	
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質																	
	生計	水	●	●	●	●	●	●	●									●	●
		食料	●	●	●	●	●	●	●									●	●
		エネルギー	●									●		●					
		住居																	
		健康と衛生																	
		教育																	
		移動手段	●											●					
		情報																	
		コネクティビティ																	
		文化と伝統	●		●					●									
平等と正義	ファイナンス																		
	雇用	●		●		●		●		●		●		●		●		●	
	賃金	●	●	●	●	●		●		●		●		●		●		●	
	社会的保護		●		●		●		●		●		●		●		●	●	
社会経済	ジェンダー平等																		
	民族・人種平等																		
	年齢差別																		
	その他の社会的弱者																		
	強固な制度・平和・安定																		
環境	法の支配																		
	市民的自由																		
	健全な経済																		
	セクターの多様性	●		●		●		●		●		●		●		●		●	
インフラ	●									●									
経済収束																			
環境	気候の安定性		●		●		●		●		●		●		●		●	●	
	生物多様性と生態系	水域		●		●		●		●		●		●		●		●	
		大気		●		●		●		●		●		●		●		●	
		土壌		●		●		●		●		●		●		●		●	
		生物種		●		●		●		●		●		●		●		●	
		生息地		●		●		●		●		●		●		●		●	
	サーキュラリティ		●		●		●		●		●		●		●		●	●	
	廃棄物		●		●		●		●		●		●		●		●	●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

これらの集約結果、及び旭川食糧の個別要因を加味した修正結果は、以下のとおり。また、インパクトトピック単位での修正内容は別表2の通り。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●
	生計	●	●
	平等と正義		
社会経済	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系		●
	サーキュラリティ		●



全事業	
ポジティブ	ネガティブ
●	●
●	
●	●
	●
●	
●	
	●
	●
	●

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして「健康および安全性」、「食料」、「エネルギー」、「移動手段」、「伝統と文化」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」を確認した。

一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「健康および安全性」、「食料」、「賃金」、「社会的保護」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	追加・削除した理由
追加項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	資格取得の支援や人材育成の積極的な推進を行っているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
	ネガティブ・ インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー平等 年齢差別	ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
削除項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	伝統と文化	伝統食品や食文化の保全・支援などにつながる活動がないため、ポジティブ・インパクトから削除した。
	ネガティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料	認証取得等を通じて安全な食料を提供しており、不健康な食生活に関与していないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		社会経済	生計	賃金	北海道の業種別平均賃金以上の賃金水準を確保していることと、低収入かつ不規則な収入ではないため、ため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		環境	生物多様性と生態系	生物種 生息地	生物多様性や生態系に影響を与える事業や開発に直接携わっていないことと、製品輸送等においても影響は与えないため、ネガティブ・インパクトから削除した。

《別表2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		全事業	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性	—	●	●	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料	●	●	●	
		エネルギー	●		●	
		住居				
		健康と衛生				
		教育			●	
		移動手段	●		●	
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統	●			
	ファイナンス					
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●		●	
		社会的保護			●	
平等と正義	ジェンダー平等				●	
	民族・人種平等				●	
	年齢差別				●	
	その他の社会的弱者				●	
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	●		●	
	インフラ	—	●		●	
経済収束	—					
環境	気候の安定性	—		●	●	
	生物多様性と生態系	水域			●	●
		大気			●	●
		土壌			●	●
		生物種			●	●
		生息地			●	●
	サーキュラリティ	資源強度			●	●
		廃棄物			●	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

### 3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I	環境配慮に向けた取組み	気候の安定性	—
		生物多様性と生態系	水域、大気、土壌
		サーキュラリティ	資源強度、廃棄物
II	働きやすい職場づくりに向けた取組み	健康および安全性	—
		生計	雇用、賃金、社会的保護
		平等と正義	ジェンダー平等、年齢差別
III	人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育
		生計	社会的保護
IV	経済力を高める各種施策の取組み	健康および安全性	—
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料、エネルギー、移動手段
		健全な経済	零細・中小企業の繁栄
		インフラ	—

#### 4. 旭川食糧に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

##### （1）環境配慮に向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	NI の低減
インパクトエリア/トピック	NI: 〈気候の安定性〉、〈水域〉、〈大気〉、〈土壌〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉
影響を与えるSDGsの目標	   
内容・対応方針	環境配慮に向けた各種施策の実行
毎年モニタリングする目標とKPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進</li> </ul> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、LED 化 100%</li> <li>・2029 年度末までに低公害車の保有台数 20 台</li> <li>・2029 年度までに米ぬかの販売量を 820 t</li> <li>・2029 年度までに環境配慮型包装資材の利用を年間米穀出荷量の 40%</li> <li>・2029 年度末までに節水型洗濯機の保有台数 1 台</li> </ul> <p>※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討</p>

##### ①LEDライトの導入（NI：〈気候の安定性〉）

旭川食糧では LED ライトを積極的に導入しており、本社社屋や精米工場ではすでに導入済みで、会社全体で使用している電灯（本数）のうち 78%で導入している。水俣条約の締約国会議により、2027 年末までにすべての蛍光灯の製造と輸出入の禁止を受けて、旭川食糧においても現在 LED ライトの設置率の低い新富町給油所や札幌支店において、順次蛍光灯を廃止して LED 化を進めていき、省電力化による二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいく。

##### ア. LED ライトの導入目標

実績（2025 年 3 月末）	目標（2027 年末）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社社屋：100%</li> <li>・精米工場：100%</li> <li>・新富町給油所：13%</li> <li>・札幌支店：0%</li> </ul>	2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、LED 化 100%
会社全体LED導入状況（本数）：78%	

②低公害車の導入（NI：〈気候の安定性〉、〈大気〉）

旭川食糧では自動車の排出ガスに含まれる NOx(窒素酸化物)、PM（粒子状物質）等の大気汚染物質や、CO2等の温室効果ガスの排出を削減するため、低排出ガス車や低燃費車等の低公害車の導入を推進している。今後もさらなる推進を図るべく、営業車を中心に低公害車の導入を予定している。

ア. 低公害車の導入目標

導入実績（2024年度）	導入目標（2029年度）
低排出ガス車 5台 低燃費車 5台 （保有する一般営業車両総数 21台）	低排出ガス車 10台 低燃費車 10台 （保有する一般営業車両総数 21台）

③米ぬかの再利用（NI：〈資源強度〉、〈廃棄物〉）

精米の際に、玄米の表面（糠層や胚芽）を削って発生する「米ぬか」は、玄米の9割以上の栄養素が含まれ、特に食物繊維・ビタミン・ミネラルが豊富に含まれていることから、米油、きのこの栽培、配合飼料等さまざまな場面で活用され、その効果が注目されている。

旭川食糧においては、雑穀販売事業の一環として、精米工場で発生した米ぬかを一般消費者向けの漬物用のぬか床等として販売しており、事業を通じて廃棄物の削減と有効活用に取り組んでいる。

ア. 米ぬかの販売目標

実績（2024年度）	導入目標（2029年度）
米ぬか販売量 584t	米ぬか販売量 820t

④環境配慮型包装資材の利用（NI：〈資源強度〉、〈廃棄物〉）

プラスチック製品について、日本政府は海洋汚染問題や気候変動問題等の幅広い課題に対応するため、2019年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチック製品のリデュースやリサイクルの方向性を定め、2030年までに、ワンウェイプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するなどの数値目標を掲げている。

旭川食糧でもプラスチック使用量の削減を推進しており、2021年より一部商材で米袋に石灰石を約30%配合した環境配慮型の包装資材の利用を開始した。この石灰石含有包装資材は日本で自給率の高い石灰石を使用し、石油由来のプラスチックの削減が可能となっている。今後、石灰石含有包装資材を他の米穀製品へも積極的に利用し、プラスチック使用量の削減に貢献していく。

ア. 環境配慮型包装資材の利用目標

実績（2024年度）	目標（2029年度）
年間米穀出荷量（5,627t）の18%	年間米穀出荷量（t）の40%

⑤節水型洗車機の導入（NI：〈水域〉）

旭川食糧が運営する新富町給油所において、水資源の節約のため、節水型洗車機の導入を検討している。節水型洗車機は、従来の洗車機と比較して水の使用量が50%程度節減することができるものもあることから、節水型洗車機を導入することにより、水資源の節減を促進し、環境への負荷低減を目指していく。

ア. 節水型洗車機の保有目標

実績（2024年度）	目標（2029年度）
0台	1台

⑥燃料漏洩に対する対策（NI：〈土壌〉）

ガソリンスタンドの運営に当たっては、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づく品質管理を徹底することはもとより、タンクや配管の定期的な点検やメンテナンスを実施している。各種法令を遵守しながらガソリンスタンドを運営し、周辺環境や地域住民にとって安心安全にサービスを提供できるよう努めている。

(2) 働きやすい職場づくりに向けた取り組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減
インパクト エリア/トピック	PI: 〈雇用〉、〈賃金〉 NI: 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈年齢差別〉
影響を与える SDGs の目標	   
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークライフバランスの推進のほか従業員の労働安全衛生に対する取り組みの実施</li> <li>賃金のベースアップの実施により、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく</li> <li>多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や年齢等にかかわらず、従業員全員が差別なく安全に働ける職場環境の確立</li> </ul>
毎年モニタリングする 目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有給休暇取得率の向上</li> <li>平均月間残業時間の減少</li> <li>女性従業員数の増加</li> <li>女性役職者割合の増加</li> <li>シニア従業員の増加</li> <li>賃金のベースアップの実施</li> <li>労働災害事故の発生件数ゼロ</li> </ul> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2029 年度までに全社員平均有給休暇取得率の向上(40.4%/2024 年度→60%/2029 年度)</li> <li>2029 年度までに平均月間残業時間の減少(17.4 時間/2024 年度→10 時間/2029 年度)</li> <li>2029 年末までに女性従業員数の増加 (18 人/2024 年末→20 人/2029 年末)</li> <li>2029 年末までに女性役職者割合の増加 (20%/2024 年末→40%/2029 年末)</li> <li>2029 年末までにシニア層従業員数の増加 (10 人/2024 年末→15 人/2029 年末)</li> <li>2029 年度の一人当たりの平均給与を 2024 年度から 15%アップ</li> <li>2025 年度以降の業務上の重大事故発生件数ゼロ</li> </ul>

①ワークライフバランスの推進 (NI : 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉)

厚生労働省がこのほど公表した「令和 6 年就労条件総合調査の概況」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 65.3%である中、「卸売業・小売業」の有休取得率は 60.6%で平均を下回っている。また、残業時間（所定外労働時間）については、厚生労働省の「毎月勤労統計調査令和 6 年度分結果確報」にて、全国の全業種平均が 10.0 時間、「卸売業・小売業」は 7.1 時間との結果が出ている。

旭川食糧では、働き方改革関連法を遵守していることに加え、福利厚生 の充実、社内の業務フローの改善を通じて、2024 年度では平均有給休暇取得率は 40.4%、平均月間残業時間は 17.4 時間となっており、2029 年度までには平均有給休暇取得率 60%、平均月間残業時間 10 時間を目指している。前述の全国平均を上回る水準ではないものの、同社の現状や繁忙期・閑散期を勘案しながら、引き続き労働環境の改善に注力をしていく。なお、年次有給休暇は労働基準法 39 条に則り付与していると同時に、介護休業等は就業規則規定に則り申請があった場合付与している。

②ダイバーシティの推進（PI：〈雇用〉NI：〈ジェンダー平等〉、〈年齢差別〉）

旭川食糧では、多様な人材の活用を推進しており、性別や年齢等、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めている。女性やシニア層の雇用も推進し、従業員が安心して就労できる環境整備に向けた取組みを引き続き図っていく。

主な取組み項目	具体的な取組み内容
女性社員の活躍推進	主任職以上の管理職、監督職への登用を推進
定年再雇用制度	再雇用制度を導入し、従業員の活躍に向けた環境整備を実施

ア. 従業員一覧(2024年12月末現在、単位：人)

全従業員数 55	男性	37	全従業員のうち60歳以上の従業員数	10
	女性	18		

イ. 女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

項目	実績 (2024年末)	目標 (2029年末)
女性従業員数	18人	20人
役職者における女性の割合	20%	40%（役職者のうち8名）
シニア層の従業員数(60歳以上、パート・アルバイト含む)	10人	15人
全従業員数	55名	65名

③賃金のベースアップの実施（PI：〈賃金〉）

旭川食糧では、担当業務の内容や資格の取得状況に応じた公平な人事考課を行い給与に反映させている。同社の従業員1人当たりの平均給与額は、毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）2025年1月平均給与（事業所規模30人以上）の産業別（卸売業、小売業）221,522円を上回る水準である。今後については、2029年度の一人当たりの平均給与を2024年度から15%アップさせることで、引き続き従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく。

④労働環境改善や安全性向上に向けた取組み（NI：〈健康および安全性〉）

旭川食糧では、労働環境改善や安全性向上に向けた各種取組みを積極的に行っており、安全で衛生的な職場環境の整備に取り組んでいる。2024年には休業4日以上の中重篤な災害が2件発生しているが、安全教育や危険防止措置等の対策を講じ、今後の発生ゼロを目指している。

ア. 直近の中重篤な労働災害の発生状況及び対策

年（年間）	発生件数	主な原因	対策
2024年	2件	・通勤途中転倒による事故 ・精米工場にて手指損傷	・安全意識向上のための安全教育 ・労働災害が起こり得る場所や機械に対し、危険防止措置を講じた
2023年	0件		
2022年	0件		

イ. 労働安全衛生に対する取組み状況

会合名	実施頻度	主な内容
各種マニュアル周知確認	随時	・事事故事例、事象をもとに従事者へ周知および教育 ・危険作業等共有注意喚起

(3) 人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減
インパクト エリア／カテゴリー	PI : 〈教育〉 NI : 〈社会的保護〉
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	・労働生産性向上に向けた従業員の資格取得のサポート
毎年モニタリングする 目標と KPI	<b>【目標】</b> ・人材育成の強化に注力するとともに、労働生産性向上に向けた取組みの推進 <b>【KPI】</b> ・2029 年末までに有資格者数（延べ人数）の増加 （36 人／2024 年末→50 人／2029 年末）

①資格取得のサポート（PI：〈教育〉、NI：〈社会的保護〉）

従業員のスキルアップにつながる資格の取得については、その受験費や研修費等はすべて会社負担しており、従業員の資格取得により業務の生産性向上を図っている。

ア. 主な資格者一覧(2024 年末現在)

資格名	人数
危険物取扱者（乙種）	15 人
危険物取扱者（丙種）	12 人
損保募集人	3 人
衛生管理者	3 人
農作物検査員	3 人

イ. 有資格者※の状況

実績（2024 年末）	目標（2029 年末）
有資格者（延べ人数） 36 人	有資格者（延べ人数） 50 人

※ 有資格者 特定の業務を行うことができることを証明する資格や認定、免許等の保有者のこと

②人材育成の推進（PI：〈教育〉、NI：〈社会的保護〉）

旭川食糧では、会社全体の生産性向上とレベルアップを目指し、全米販主催の研修に社員を派遣するなど、従業員の業務スキルの向上を図っている。

ア. 研修の状況

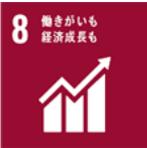
研修名	実施頻度	主な研修内容等
全米販 「創造力・イノベーション」開発研修	随時	マーケティング、商品開発スキルアップ

③労働生産性・安全性向上に向けた社内体制（PI：〈教育〉）

旭川食糧では、労働生産性・安全性向上に向け、組織として以下の取組みを実施している。

取組み項目	主な取組み内容
<b>【法令遵守】</b> ・法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している。	・コンプライアンス社内規定・社内法規を明文化し浸透を図る。 ・責任者を検討し「仕組み」確立する。また規定に対しての適切な棚卸を実施し改善検討を図る。
<b>【組織体制】</b> ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当、専門部署などの体制を整備している。	・経営方針に従い社長直轄部署設置、縦断的組織から組織横断し円滑かつ効率的な組織体制を目指す。
<b>【リスクマネジメント】</b> ・リスクを特定、評価し、マネジメントするプロセスを整備している。	・リスク抽出し優先順位を明確にする。 ・リスクヘッジを含めた「PDCA」サイクル手法をまわしリスク回避、軽減につとめる。

(4) 経済力を高める各種施策の取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上
インパクト エリア/カテゴリー	PI：〈健康および安全性〉、〈食料〉、〈エネルギー〉、〈移動手段〉、 〈零細・中小企業の繁栄〉、〈インフラ〉
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	・経済力を高める各種施策の実行
毎年モニタリングする 目標と KPI	<b>【目標】</b> ・事業規模の拡大 <b>【KPI】</b> ・2029 年度末までに売上規模を 100 億円、取引先 500 社に拡大

①事業規模の拡大

(PI：〈健康および安全性〉、〈食料〉、〈エネルギー〉、〈移動手段〉、〈零細・中小企業の繁栄〉、〈インフラ〉)

現在、地方都市においては人口減少・高齢化が加速度的に進んでおり、需要の縮小や消費行動の変化により地域経済が鈍化しているとともに、零細・中小企業では担い手や後継者不足に加え収益性の悪化を背景に、事業所の減少が続いている。このような状況下で、地域の零細・中小企業の経営基盤の強化が喫緊の課題として挙げられる。

旭川食糧は米穀販売事業を中心に、食品販売や燃料販売等、地域に根差した事業を多角的に展開しており、食品や燃料を安定的に供給し続けることで、地域住民の生活を支えている。加えて、食品販売事業においては、拠点のある上川地域の名産品をオンラインサイトで販売するなど、食品の販売を通じて地域企業へ貢献をしている。取引先は農家や食料品メーカー、小売店、石油専門店など多岐にわたり、地域の中小企業を中心にその数は 470 社に上る。

今後も地域住民の食やエネルギーサービスを支えられるよう、消費者のニーズに即した持続可能なビジネスモデルを構築し、事業や取引先の拡大を目指す。その結果として、仕入先である地域の米農家や食品メーカー、石油専門店の経済的価値向上へ貢献していく。

事業規模拡大へ向けた項目	主な取組み内容
商品ラインナップの拡充	地域密着型の事業を生かし、地域企業の商品を充実させるとともに、オリジナル商品の開発を進め、付加価値の高い商品を販売していく。また、従来は養豚向けが中心であった飼料販売において、養牛用飼料にも注力し、売上増加を目指す。
既存事業と親和性の高い 新規事業の創出	現在の米穀販売事業や燃料販売事業と親和性の高い事業へ進出し、副次事業を創出していく。米を使った飲食店や、飲食店を併設したガソリンスタンドなどを候補に、近隣企業の事業承継や M & A により新規事業の創出・発展を図っていく。
新規販売先の獲得	商品ラインナップの拡充や新規事業の創出を通じて自社の魅力を高め、各種ビジネスマッチングを通じ、新たな販売先の獲得と取引量の増加を図る。今後は、オンラインショップのリニューアルを通じて、地域密着商品やオリジナル商品をより多くの消費者へ直接届ける。

ア. 事業規模拡大へ向けた目標

項目	実績 (2024 年度)	目標 (2029 年度)
売上高の増加	71 億 5 千万円	100 億円
取引先の増加	470 社	500 社

## 5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

### (1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

旭川食糧の事業活動は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットに以下のように関連している。

#### ①環境配慮に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 6 安全な水とトイレ を世界中に	6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
 11 住み続けられる まちづくりを	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 12 つくる責任 つかう責任	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、環境負荷の低減に向けた各種施策の実行することで、水や二酸化炭素排出、排出ガス、廃棄物等の削減に寄与する。

#### ②働きやすい職場づくりに向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 3 すべての人に 健康と福祉を	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
 5 ジェンダー平等を 実現しよう	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
 8 働きがいも 経済成長も	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
 10 人や国の不平等 をなくそう	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、賃金のベースアップ等による社員の待遇改善をはじめ、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

### ③人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

SDGs17の目標	ターゲット	内容
 4 質の高い教育をみんなに	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 8 働きがいも経済成長も	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

期待されるターゲットの影響としては、人材育成の強化に注力することを通じて、労働生産性向上に寄与する。

### ④経済力を高める各種施策の取組み

SDGs17の目標	ターゲット	内容
 2 飢餓をゼロに	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
 8 働きがいも経済成長も	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

期待されるターゲットの影響としては、経済力を高める各種施策の実行により地域貢献を図ることに寄与する。

## (2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

旭川食糧が拠点を置く北海道旭川市（以下、旭川市）では、国や北海道の動向を踏まえ 2023 年に「旭川市食品ロス削減推進計画」（以下、「本計画」という）を策定した。食品ロス削減を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

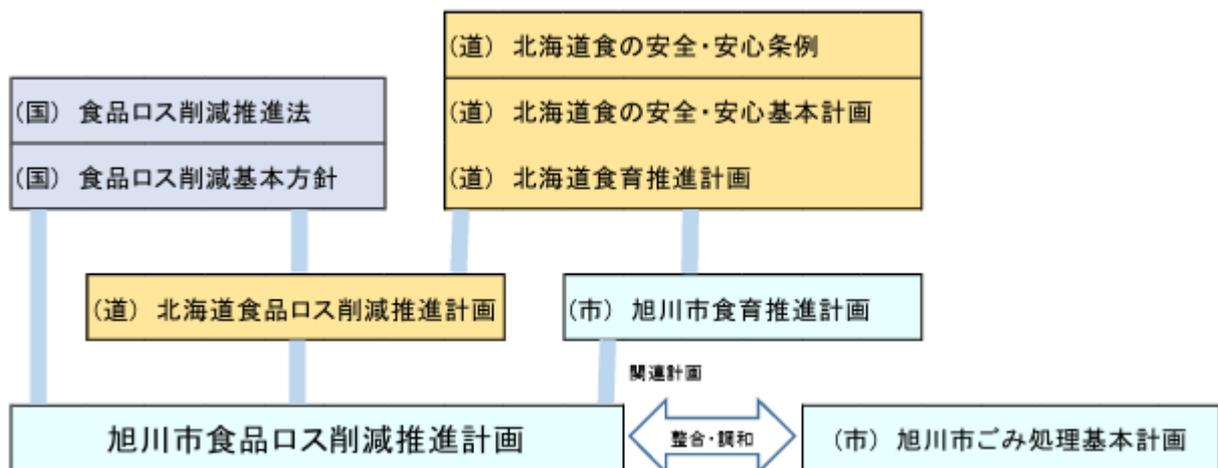
### ①本計画の趣旨

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことであり、家庭や食品関連事業者などから日常的に発生している。日本では、本来食べられるはずの食品が 1 年間に約 522 万 t（2020 年）捨てられていると推計されている。食品ロスの削減は国際的な課題であり、国においては 2019 年に食品ロス削減推進法が施行され、こうした事を踏まえて、旭川市においても食品ロス削減に向けて具体的な目標や取組を定めた本計画が作成された。

### ②本計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、国の基本方針や北海道の計画を踏まえ、策定している。また、北海道食品ロス削減推進計画が、北海道食育推進計画等の個別計画に位置付けられていることから、本計画は旭川市食育推進計画の関連計画と位置付け、「旭川市食育推進会議」を中心として意見を聴取しながら推進している。なお、旭川市ごみ処理基本計画など旭川市の食品ロス削減推進に関連する事項を定める各種計画との整合や調和も図っている。

図表 4 本計画の位置づけ



(出所) 旭川市食品ロス削減推進計画

### ③計画期間

計画期間は、2023 年度～2032 年度（10 年間）である。なお、旭川市食育推進計画の計画期間との整合性を図るため、5 年で中間見直しを実施することとしている。

#### ④本計画の方向性

##### 1) 本計画の目標

本計画では、2021 年度比で 2032 年度までに食品ロス量を 17%削減することを目標としている。

##### 2) 本計画の体系

4つの基本方針の下に8つの基本施策を設定し、施策を推進していく。

図表 5 本計画の基本方針と基本施策

	基本方針	基本施策	関連する SDGs	
1	食品ロスの発生を抑制	①食品ロスに関する意識の醸成 ②家庭での食品ロス削減の推進 ③事業系食品ロス削減の推進		
2	未利用食品等の有効活用を推進	①未利用食品等の販売や再生利用 ②未利用食品等の循環による有効活用		
3	食品ロス削減に向けた情報を発信	①食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信		
4	食品ロス削減のための連携を強化	①国及び北海道との連携 ②事業者や市民等との連携・協働		

#### ⑤企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

本計画を基に、旭川食糧の事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下の基本方針への取組みが認められ、旭川食糧は自社の事業を通じて旭川市の掲げる本計画に対して十分に貢献していると考えられる。

	基本方針	関連する SDGs		旭川食糧の取組み
1	食品ロスの発生を抑制			米ぬかの再利用
2	未利用食品等の有効活用を推進			米ぬかの再利用

## 6. 旭川食糧のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

旭川食糧は、沖野代表取締役社長を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、沖野代表取締役社長を最高責任者として、銀行に対する報告を管理部の山岡課長が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、沖野代表取締役社長が統括し、達成度合いを對馬社長付特命課長がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

責任者	代表取締役社長 沖野 一也
モニタリング担当者	社長付特命課長 對馬 邦義
銀行に対する報告担当者	管理部課長 山岡 真由美

## 7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行と旭川食糧の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヶ月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上